

# 学校給食ニュース 2004年4月号

発行：学校給食全国集会実行委員会 <http://www1.jca.apc.org/kyusyoku> E-mail [maki@jca.apc.org](mailto:maki@jca.apc.org)

## 今月のトピックス

### 2004年学校給食全国集会 パネルディスカッション 合理化通知から20年目～今考える学校給食の諸問題

2月9日の学校給食全国集会報告を3回に渡ってお届けしました。今号は、午後のパネルディスカッションです。1985年の文部省(当時)合理化通知から20年目を迎え、PF1、クックチルなど新たな合理化について意見を交換しました。本記録は、録音テープを元に、学校給食ニュース編集の文責でまとめたものです。

司会 野田克己(全国学校給食を考える会事務局長)  
パネラー 木村千恵美さん  
(自治労現業評議会学校給食部会事務局長 調理員)  
パネラー 宮本諭さん  
(世田谷区太子堂調理場勤務 学校栄養士)  
パネラー 牧下圭貴(学校給食ニュース編集責任者)

**野田:** 今回の全国集会には大きな柱がふたつあります。ひとつは、食べものの安全で、今私達が何を考えて、何をしなければならないかという問題提起で、遺伝子組み換えの問題を中心に考えました。学校給食用パンは、ほぼ全量が北米産です。遺伝子組み換え小麦の問題は、学校給食を直撃します。この動きに対しては、私達は絶対に反対だという気持ちを全国で持たなければいけません。何をしたらよいのか? 団体署名をしたり、国会にデモに行ったり、力を合わせる動きも必要です。しかし、日々、子ども達に出す給食の中で、何をしたらよいのでしょうか。これに対しては、各地で地場型の学校給食に取り組み、国産や地場産の小麦、米を使用したパンが作られています。

この集会でも、毎年、地場型学校給食づくりをしてい

きましょうと呼びかけてきました。地域でつくった小麦を子ども達に食べてもらうことほど教育的効果を持つ給食はありません。遺伝子組み換え小麦が輸入されるようになっても、自分達は地域の人達とともに、地域の農産物を食べていきたいと思います、はね返していくことができます。

集会のふたつめの柱は、合理化問題です。1985年に当時の文部省から出された合理化通知をきっかけに、この集会ははじまりました。学校で働いている栄養士や調理員、食べものの安全性や学校給食に関心を持つ市民団体や保護者が垣根をこえて、この合理化通知の問題を共有し、運動を一緒にすすめるかを考えるきっかけづくりとして、全国集会を開催しました。センター化の問題、パート化の問題、民間委託の問題は、学校の外にいる保護者や市民の立場からは、学校の中の問題としてよく分かりません。分からないために、不安が募ってきます。この不安に対して、学校の中で現場で働いている人達に、自分たちの持っている情報や自分達はこうありたいという信念を発信をしてもらい、それを共有し、共有するだけでなく、地域ごとに、学校の外と内とが考えや情報を共有できる関係をつくっていこうというのが、集会の目的です。

3年ぐらい運動をがんばれば何とかかなと思っていました。しかし、気がつくと20年経っています。この20年間で特に民間委託の動きが、各地で年を追うごとに加速度的に進んでいます。集会に参加されている方々は、そのことに歯がゆい思いをされていると思います。私もそのひとりです。自分達の運動が、どれくらいの効果をもたらしてきたのか、反省すべき点は多々あると思います。

しかし、この運動を通して、学校給食のもつ教育としての可能性にはいろんな広がりがあると共有できました。私達の地道な取り組みの成果です。

20年をそれぞれの組織、それぞれの立場で振り返りながら、今起こりつつある問題に、ひとつひとつ地道に取り組んでいかなければならないことを確認したいと、パネルディスカッションを開催しました。

まず、パネラーの方々から自己紹介をかねてお話をいただきます。

### 食の安全に責任の持てる体制を

**木村:**自治労学校給食部会事務局長の木村です。文部省の学校給食合理化通知から20周年ということで、自治労の立場で発言します。私は鹿児島市の単独校で調理員をしています。私が調理員として採用されてちょうど20年経ちました。当時は、訳も分からないまま労働闘争に参加し、その後役員を担って今まで活動してきました。今振り返ってみると、私の労働運動は常に合理化と隣り合わせだったと感じています。

午前中の基調提案と重なりますが、学校給食をめぐる合理化の経過を簡単に述べていきます。1954年に旧文部省は学校給食法を制定し、学校における児童生徒の健全なる育成と、地域社会の食生活の形成を担うために、学校給食を教育の一環として位置づけ、自治体などの設置者が運営の責任を果たすことを示しました。1981年、国が設置した第二次臨時行政改革調査会（いわゆる臨調）が民間活力の導入を強調し、臨調行政として押し進めてきました。1985年に旧文部省が、学校給食業務の運営の合理化を通達し、一転して学校給食の民間委託や共同調理場の推進を打ち出してきました。1996年、病原性大腸菌O-157による食中毒が発生し、1997年9月、旧文部省保健体育審議会は、学校給食における合理化と安全性が一体のものでないことを明確にしました。学校給食の今日的意義、調理体制の検討、食に関する指導体制に答申しました。しかし、地方自治体の多くは財政悪化を理由とした民間委託や、市町村合併による合理化を推進し、正規の調理員の代わりに身分の不安定な臨時職員、パート職員を拡大している現状にあります。

さらに2003年7月18日付で文部科学省スポーツ・青年局学校健康教育課長から各都道府県教育委員会宛に学校給食の運営の合理化について事務連絡文書が出され、

1985年に通達した合理化をさらに後押しするような国の姿勢が見られています。

食教育の充実を唱えながら、一方で行政の責任を放棄するような国の手法には矛盾を感じています。これまでの民間委託の手法だけでなく、建設維持管理運営等を民間の資金や経営能力、技術的能力を活用するPFI方式、民間非営利活動法人のNPOに業務委託するなどの動きもあらわれています。

特に、最近の事例として、新潟県新津市でPFIによる学校給食センターの建設・委託が労使交渉のないままに強行に進められているようです。

1985年の国の合理化通知にもうたっている設置者が直接責任を持って実施すべきであるから委託の対象としないこととしている献立の作成についても委託しようとしている考えです。

自治労としては、このような手法は決して許すことはできません。新津市の事例を認めれば全国的に波及するおそれがあると考え、早急に対応を協議して、抗議行動や文部科学省交渉を行う予定になっています。

これから自治労として取り組む姿勢を述べたいと思います。自治労は、これまで学校給食を教育の一環としてとらえ、学校給食が果たす役割と責任を意識しながら、直営だからできる取り組みと安全対策を主張して、学校給食が抱えている様々な課題を解決しながら、質の向上をはかり、教育の一環としての学校給食の質の低下を招く安易な合理化を決して許すことの内容に取り組んでまいりました。具体的な事例として、給食調理員の正規職員配置の取り組みです。近年ますます学校給食に対する安全性や多様化が求められているなかで、調理業務は安全衛生管理の知識や調理技術の向上、長年の経験が必要な職種となっています。学校給食法にもあるように設置者である自治体が責任を果たす意味からも、調理業務に正規職員を配置することは当然です。自治労は毎年、学校給食職場の実体にあった配置基準に見直すよう文部科学省交渉を行ってきました。国の見解としては、最終的には人員配置は各自治体の判断によるものとして、配置基準の改正に手をつける意志はいまだに示していません。しかし、今後も子ども達のための責任ある学校給食を提供していくために、文部科学省交渉を強化して調理員の配置基準改正の取り組みを行っていきます。

次に、食品の安全に関する取り組みがあります。これまで、1999年に遺伝子組み換え食品の安全性、2000年に

塩化ビニール手袋などによる環境ホルモン問題、2001年に牛海綿状脳症（BSE）問題、2002年に無許可食品添加物使用や食品表示偽装、輸入食品の防腐剤使用問題、2003年年末にはアメリカでのBSEが発生し、2004年早々には鳥インフルエンザと、食品をめぐる問題が相次ぎ情報の交錯による消費者・食品関係者の混乱を招きました。学校給食職場においても、いまだに牛肉を使用していないところがあります。自治労としては学校給食職場、保育職場、病院職場、福祉職場の調理員で食グループ会議を構成し、特にBSEの発生時以降は厚生労働省などの省庁ヒアリングを強化し、食の安全に責任が持てる省庁の設置を求めてきました。2003年5月に食品安全基本法が成立、7月には内閣府内に食品安全委員会が設置されました。しかし、依然としてすべての食の問題を解決するには十分なものとはなっておりません。

これからも自治労は、子ども達の学校給食などの食の安全を確保するため、国に対して正確な分析と判断、情報の早急な伝達を求めています。また、環境ホルモンなどの人体に及ぼす影響が解明されていない給食の食器や遺伝子組み換え食品については、これまで通り「疑わしきは使用せず」を基本に取り組んでいきます。

学校給食に求められる意義は時代とともに変化してきました。戦前・戦後の救済的な意味合いはもはやなく、現在は教育の一環として位置づけられています。さらには生活スタイルの変化によって、ファスト・フードやインスタント食品の普及がかなり進んで、朝食をとらなかったり、個食になったりするなか、1日のたった1食である学校給食が日本や地域の食文化を継承する場にもなっています。家庭で、地域の郷土料理を作らなくなったと言われていますが、学校給食では必ず季節の料理や郷土の料理、地元でとれた旬の食材を使用して給食を提供しています。これがまさに食教育と言えると思います。私達は給食の調理に携わりながらそのことを伝えていかなければなりません。

自治体の財政悪化、市町村合併によって学校給食があいまいに民間委託され、将来を担う子ども達が犠牲になっている現状です。

四者共闘は、それぞれの団体としての活動はありますが、子ども達の学校給食については共通認識をもって引き続き日本の学校給食の理想のあり方を求めていかなければならないと考えています。自治労としては、日本の食文化の継承のためにも、さまざまな組織と連携をとり

ながら、子ども達の学校給食を守っていきたいと思います。

### 学校内のコミュニケーションが必要

**宮本:**世田谷区太子堂学校給食調理場に勤務している栄養士の宮本です。まず、私ごとですが、ちょうど合理化通知が出た次の年に、この仕事につきました。その年、東京ではめずらしいところですが、島民300人の島に赴任しました。小中併置の1校のみです。組合活動もなければ、外の情報もまったくなくて、1教育委員会、1学校、東京からの情報も入ってきませんでした。そこで、学校栄養士としてのはじめの一步を踏み出しました。そこで得たのは、「地域を学ぶ」ことでした。学校給食で仕事をしていく上で大切なのは、地域を知ることでした。自分の生活もはじめての地域では、子ども達、保護者、地域社会みんなで子どもを見守っていました。ここに7年おりました。それから東京本土に戻り、1000人近い学校を担当、日教組にも加入し、「地域で学ぶ」ことを知りました。島の7年間は、学校・家庭・地域という言葉がなくても、島外品なら船が来なければありませんし、食べものの安全性、食べものの流通、食べもの大切さをすべて理解し、会話をしなくても、子ども達の給食について共通理解ができていました。

東京という地元に戻ってきたとき、学校・家庭・地域という文部省の言葉が痛いほど耳に飛び込んできました。何を言っているのだろう、もともと当たり前のことではないかと考えていましたが、地域が広くなり、都市化されると、流通がすべてとなり、大量生産・大量消費の構図が学校給食にも存在しており、経済至上主義となり、選ぶものも飽和状態でいくらでも業者が持ってくるという姿がありました。その中で、組合に入り、まず、学校で一生懸命現場を守り、家庭に話を持っていき、家庭から地域に話をする、地域から都道府県に持っていき、みんなでもって食などを守ることを学びました。

次に、私は教育委員会に5年ほどおりました。ここでは、行政の知識のなさ、意志決定の簡単さ、文部科学省がこう言えば、都道府県がその通りに動くというセクションで、過去に学んだものを精一杯役立て、行政の中で一人組合のようにがんばってきました。

今、世田谷に戻り、太子堂調理場にいます。東京都23区のなかで、世田谷区と練馬区だけが自校方式とセンター方式をもっており、世田谷区はあと10年でセンター

方式を自校方式に切り替えるとの方針がでています。しかし、そのセンター方式に調理の民間委託が導入され、区の職員が3名、都の県費負担職員が2名、民間の委託会社調理員が38名、運転手が9名、ボイラー1名という変な構造をもった組織ができあがっています。そこではじめて感じたのは、こんなに仕事をしてくださる民間の方々が、黙っている不思議さです。

行政が勘違いしているのは、民間委託することが、いいことであるという論理です。これは、机上の空論です。民間委託にすれば、契約会社の人達は黙って一生懸命働いてくれますが、そこで働く人達の賃金をみれば、きわめて安く、20歳代の女性の給料が平均化されて契約されているというのが現状です。しかし、労働条件としては、会社があれば、これもしますと契約を結びます。

各地から報告があるとおり、結果的に民間委託は高値安定となっていくと。最初は、会社側がやりますよと言って安くやりますが、安い賃金で厳しい労働が続くことはあり得ません。現場の栄養士も何でもやっていたという教育委員会の言葉をうのみにしますと、食具が箸、スプーン、ナイフ、フォークと4つ並んでついたり、食器が3つもついたり、子どもにとっていいことも知れませんが、それが続いていくかどうか、まったく検証されていません。その結果、翌年、契約単価が上がっていく、よくなる、よくなる、単価が上がるという構図になっています。1985年は、経済が上向きの時期でした。今また合理化通知を文部科学省により確認されていますが、これは民間に対し、委託に乗って行けと、厳しいご時世の中での要請であり、事務的なエゴでしかないと考えます。

私自身、現場にいて民間の方がだめとは思いませんが、条件が整わない中で、民間企業の社員にはそうとうなしわ寄せが来ています。学校の中でも少数職種が割を食う状況にあります。同じ職場でもなかなか表に出られず、株式会社の人達が中に入って、教職員という大人とのコミュニケーションがとれないにも関わらず、子どもとのコミュニケーションはとれません。子ども達のために学校給食が完全には優遇されていない中で、今のようないい条件がつくられていくと、ますます、いがみ合いなどが出てきて、心の通った学校給食ができあがると思えません。

今、日本の中で13%の民間委託が入っています。しかし、まだ、今なら見直しができると思っています。子ども

達にとっても、働く民間企業の方にとっても必要なことです。これまでの直営の調理員の苦勞と経験を生かしていくことが必要だと思えます。

**野田:**このあとビデオを上映します。宮本さんたちが、民間委託問題にからんで、保護者に理解を求める目的でつくられたそうです。港区の学校給食現場からの報告です。

**宮本:**1年前、まだ教育委員会にいるとき、日教組の関係で港区の方から連絡をいただき、「いよいよ民間委託が入ります。これに対し現場として保護者に、今学校給食がこれだけがんばっているということを知って欲しい」と、ビデオの素材や写真をいただき、これで訴えて欲しいと頼まれました。保護者の方々に、学校給食についてももっと知って欲しいと、編集したものです。シナリオもなにもありませんでしたが、学校給食が自然に支えられていることなどが分かると思います。

#### ビデオ上映:(略)

**野田:**宮本さんが編集されたものだそうです。結果的にここまでやっても民間委託になっています。しかし、このビデオには大きな説得力があると思います。数年前、本集会でも八王子で学校給食と教科で鮭の学習を行ったビデオもありました。こういう情報発信は大切です。

次に、学校給食ニュースの牧下さんには、民間委託や合理化の現状について整理し、報告、提起していただきたいと思っています。ひとつは、裁判の動きです。民間委託の動きが加速し、行政は、民間委託でコストを安く、質は落ちないと説明します。保護者の立場からすると、安く、質が落ちなければ民間委託もしかたないのかも知れないけれど、不安があるというところでは、そうではなく、民間委託自身が教育として間違っているのだと、千葉県市川市、大阪府堺市、東京都杉並区の3カ所で民間委託に異議を申し立てる訴訟を起こしています。このあたりのことを解説していただきます。

次に、京都市で話題になっているクックチル方式についてです。クックチルとは一体どういうものなのか、食の安全性を考える市民の側から、何が問題なのかについて説明していただきます。

3つ目に、先ほどから話題に出ている新潟県新津市のPFI方式です。PFIとは何か、説明をしていただきたいと

思います。

### 千葉県市川の裁判から見えてきたもの

**牧下:**学校給食ニュースの牧下です。学校給食ニュースで得た情報をもとに、過去20年間のことではなく、昨年の出来事を中心に話をします。去年は、わずか1年間で過去20年間のことがひとつおとり出てきた年でした。学校給食ニュースをはじめ、7年目となります。地場産や地域食材を使う学校給食についての情報は、年を追うごとに増えています。取り組みが増え、注目もされているということです。もうひとつ、多くなっているのは民間委託の情報です。ここ2年ほどで民間委託を行う、あるいは検討するという情報が急増しています。また、食の安全についてさまざまなことが起こり、一言では理解できないような難しい問題が起きています。

その中で、2002年5月現在、調理の民間委託が13.4%となりました。この集会でも、10%がひとつのラインであり、それを超えないようにと取り組んできました。もうひとつのラインが20%です。給食受託業者の話として、20%のシェアを取れば、あとはどれだけでもシェアを増やすことができると、かつて発言していました。10%を超え、20%に向かって民間委託が増えていることを確認しておきたいと思います。

この中で、合理化、民間委託に対し、様々な反対する取り組みが行われてきました。そのひとつが裁判です。千葉県市川市、大阪府堺市、東京都杉並区です。まず、最初に千葉県市川市で提訴され、地裁判決が出されました。2002年に門前払いの形で棄却され、まったく言い分を聞いてくれなかったため、東京高等裁判所に控訴し、担当の弁護士が、裁判所に対し、書面だけで判決を決めるのではなく、現場の声を聞き、現場を見るべきだとの主張を行い、その結果、証人尋問で栄養士の話聞くなど、一応の裁判の形になりました。2003年9月、控訴審の判決が出されました。結果は、民間委託の差し止めとはなりませんでしたが。しかし、よく判決を読んでも、民間委託について単純に直営から置き換えられるものではないと、裁判所が一定程度認めました。判決文の中で、

「もっとも、学校給食においては、衛生・安全の確保、必要な運営改善措置等が特に求められるところであり、上記体育局長通知（合理化通知のこと）でも、この点が留意事項として示されている」として、質の低下はあ

てならないとしています。

この合理化通知には法的根拠はありません。学校給食法に明確な規定がないため、裁判所としても、このことについてこれ以上書きようがありません。裁判所は、法律に基づいて判断するもので、法律を超えて、社会的にこうあるべきだという判断はなかなかやってくれません。

市川市について原告側は、民間委託の数年間に異物混入が多く発生しており、直営では特に変化がなく、民間委託は質の低下を招いていると主張してきました。被告の市川市側は、委託されると学校給食協議会が開かれ、すべての出来事を報告しているものの、直営の場合、そういう小さな出来事を報告しておらず、重大事故のみ報告する義務があるため、この差が出るのだと主張しました。しかし、市川市では民間委託された時点ですべての学校に同等の報告を求める義務を課しています。市川市の弁護士が自分達のことをよく理解していなかったかと思えません。この点について、裁判所は、「給食事故は児童生徒の健康に直接影響をもたらすものであるから、絶対に起こってはならないものであり、原因の究明、および有効な改善策の実施が緊迫の課題であることは言うまでもない。その上で、学校給食の民間委託にあたって、不特定多数の給食業者の参加を求め、競争によって受託業者を選定することは適当でなく（つまり、一般競争入札は適当ではない）、価格の有利性のある程度犠牲にしても、資力、信用、経験、理解等を備えた受託業者を選定し、契約を締結する方法をとることが教育目的を積極的に達成する上でより妥当であると考えられる」と表現しています。裁判の勝ち負けとしては微妙な表現ですが、少なくとも、ただ安ければ民間委託を導入することは間違いだと、判決前文で述べています。このあたり、一審の門前払いに比べれば、学校給食が非常に重要であり、安易な民間委託に警鐘を鳴らすことができたのではないかと思います。

もちろん、裁判として負けは負けですから悔しい思いをしています。

杉並の方もまもなく判決が出るということです。今後も情報をまとめていきます。

### PFI丸投げ委託給食

次に、PFIについてお話しします。

その前に、木村さんよりNPOの話が出ました。少し説明させていただきます。NPOとは、特定非営利活動法

人のことで、NPO法ができたことで、営利を目的をしない市民活動をするところにも法人格を与えるようになりました。福祉やデイケアなどでNPO法人として活動を行っているところが多数あります。これらは、NPOという「民間」です。

新潟県の十日市町でNPO法人と町が契約をして、NPO法人に調理を委託しました。中身を見てみると、NPO法人の事務局長をしているのはその町の元教育委員会の方で、調理スタッフは当時の臨時職員などを採用しており、その結果安くなった、人件費が下がったということです。第三セクターなどと近いような形で、NPO法人というしくみを利用しているものだと思います。

このように調理の民間委託は、単に業者・企業への委託ではありません。一昨年には、岡山市でPTAに調理を委託するという話がありました。これは結局実施されませんでした。様々な手を使い、なんらかの形でコストを下げようとする。このコストとは、行政にとって固定費である人件費の部分を外部委託費の形でつけかえることで、行財政の悪化を見かけ上よくするというのが主たる目的で行われています。

その究極の形として、新潟県新津市のPFIが持ち上がっています。

PFIとは何か、簡単に説明します。

PFIとは、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略称です。日本語では、民間資金等活用事業と訳されています。これは内閣府がすすめているもので、定義では「公共施設等の建設（学校や体育館なども）・維持管理・運営等を民間の資金、経営能力、および技術能力を活用して行う新しい手法で、これらを活用することによって国や地方公共団体が直接実施するよりも、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる」というもので、このようなものをPFIでやりなさいということです。学校などもいくつかPFIで行われていますが、これは建設と管理です。学校給食でも、島根県八雲村の学校給食センターがPFI手法で建設され、建物の管理はPFIのための特別目的会社が行っています。調理は直営です。千葉市の大宮学校給食センターでも同様に進められています。これは調理の委託も含んでいます。埼玉県川越市、福島県川俣町は計画を中止しました。

一番大きな問題が新潟県新津市です。こちらは、完全丸投げPFIです。どれくらい丸投げかと言うと、小学校7校、中学校3校、幼稚園5園の4200食つくるセンター

を2005年4月供用し、20年後に解体するまですべてを特別目的会社をお願いするというものです。1社と契約してやってもらいます。ここには、施設の設計・建設・保守・解体だけでなく、調理、献立案作成、食材購入を特別目的会社が行うことになっています。新津市は、給食を購入するだけです。特別目的会社と20年間の給食購入計画を立てて、購入します、だから、これだけの金額でやってくださいということです。建設費ではなく、毎年の購入費で利益を上げ、償却してくださいというものです。PFIとはそういうものです。そこで供されるサービス、この場合学校給食を買う金額の中で原則的に建物の建設や運営をまかなってください、もちろん、いくつかの特別な予算は出します。それがPFIのしくみです。地方公共団体の側は一度にお金を出さなくて済みます。見た目上ですが、そういうしくみが喜ばれているわけです。

丸投げの中身で、献立案の作成ですが、献立は会社が作ります。それを教育委員会に持っていき、教育委員会が承認します。これで献立を教育委員会がつくっているのと同様だとしています。これがひとつ目の大きな問題点です。次に、この献立は、幼稚園から中学校までまったく同じです。量の差以外にまったく違いはありません。

食材は、基準は新津市側で出します。しかし、献立との関係もあり、どこからどういう風を買うかというのは特別目的会社が自由に選べることになります。

アレルギー対応は卵のみです。

食育も、特別目的会社が行うことになっており、ひとつは肥満と小児成人病への対応、もうひとつは、味覚教育への対応。このふたつが新津市の考える食育だそうです。

衛生管理基準は、2003年3月末に出された新しい基準ではなく、旧基準のまま見積もりや契約をしようとしています。

これが概要ですが、もはやこれは給食ではないと思います。

まずは、PFIのしくみについて、この問題の大きさを説明させていただきました。

### クックチル、事前調理方式

長くなりますが、もうひとつあります。クックチルについてです。

すでに、学校給食では秋田県鷹栖町でクックチルが2003年秋から導入されたはずですが、東京都の定時制高

校でも行われており、たとえば、麺類が献立から消えました。京都市の養護学校でも民間委託でのクックチル方式が検討されています。

クックチルは、学校給食の衛生管理基準からすると、もっとも大きな原則からはずれています。当日調理しないでいいのです。当日調理しないほうが普通というしくみです。クックチル用の調理をして、急速に温度を下げます。チルド温度にします。それにより、凍結でない状態で衛生的な菌が増殖しない、風味が落ちないと言われている状態で保持し、供する直前に再加熱して出します。これによりコストを下げ、献立のバラエティをつくり、衛生的なものを出す。レストランやホテルなどで導入が進んでいます。これが近年、病院や介護などの施設など、人によって献立が違うところで導入されています。京都市の場合には、養護学校で出そうとやっています。衛生上の問題、栄養の問題、食材や調理方法の制限の問題など、さまざまな問題があります。

覚えておいていただきたいのは、クックチルという方法と、PFIの丸投げ方式の延長上に、将来、学校給食が完全に民間委託化されてしまったあとの恐ろしい状況が見えてきます。大量にどこかでつくっておき、運んで、再加熱して出すという方法ならば、コストはものすごく下がります。吉野家の牛丼やマクドナルドのハンバーガーのように均一なものを様々なバリエーションで出せます、そのかわり、調理方法は限られますということになりかねないような問題を含んでいます。これらが2003年のトピックであり、運動として取り組んでいかなければならない問題でないかと思っています。

**野田:**それぞれの立場から、今、どんな問題意識を持っているのか、どんな問題提起をしたいのかを話していただきました。今のクックチルや裁判などについて、あらかじめ会場から発言していただく用意をしています。その前に、各パネラーの発言に対し、もう少し理解を深めておきたいということについて質問がありましたら挙手をお願いします。

#### PFI問題

**会場(岡山市):**学校給食のPFIについて、民間企業は儲けがないと参入してこないと思いますが、どこで出そうとしているのですか？

**牧下:**基本的に給食をつくることです。食材の購入、献立の工夫、人件費の抑制などで利益を出そうとしますが、資料を読むとそれだけではありません。最低食数が決められています。もし将来子どもが少なくなったりしたら、現在対象外の学校を、そのPFIセンターに振り分けたりして最低食数を確保するとしています。子どもが減ったから事業が成り立たなくなることはありません。年間の最低売上金額が確保されます。ですから、比較的利潤が少なくても事業計画は立てやすくなります。まったくのゼロから民間企業を立ち上げて事業を行うのに比べれば、銀行や建設会社、調理会社などが出資して特別目的会社をつくり運営するため、赤字にはなりにくく、売り上げが20年分確保されるため、あとは、人件費や原材料費をどこまで抑えられるかというところで、利益が決まります。大儲けはできないでしょうが、今の不況下で良い投資案件にとらえられると思います。

**野田:**PFIは具体的な問題ですので、話が進めやすいですね。新潟市職員労働組合のイノマタミエコさんが会場にいらっしゃいます。新津市職員労働組合の方も来られていたのですが、この問題の関係で午後帰られたため、代わりにお話しいただきます。

**会場(新潟市):**学校給食調理員です。新潟市は、新潟市と隣接しています。新潟市も2005年1月に近隣12市町村と合併します。新津市も当初合併する予定でしたが、住民アンケートなどで、今回は新津市は合併しません。しかし、いずれは合併するかもしれません。ですから、新津市の問題は他人事ではありません。

新津市の労働組合としても、PFIの学習会を行ったり、チラシ配布をして反対の取り組みをしてきました。署名活動も市民5万人に対し、20000筆を集めました。新津市長に提出しましたが、市長は、交渉に応じないという状況です。PFI方式になると、献立作成も食材購入もおまかせで、安心できる給食ができるのか調理員としても心配しています。現在の県費栄養士もPFIのセンターには配置されなくなります。栄養士と調理員は連携し、協力して、いかにおいしい給食を安全に、時間ぴったりに出すため毎日打ち合わせをしながら作っています。もし、PFIで民間に丸投げとなったらどうなるのか心配です。また、アレルギーの子どもたちが増えています。学校、栄養士、

調理員などで相談しながら、できるだけ個別の対応をしてきていますが、PFI導入されるとどうなるのか？ アレルギーの子どもたちも、みんなと同じ給食を食べたいと思っています。子どもたちの要望に現在は少しでも応えようとがんばっています。アレルギー対応の給食は本当に気をつかう大変な作業です。きちんと打ち合わせをしたり、点検・確認しながら作っています。このようなことがPFIではできないと思っています。

合理化の問題に対して、調理員ががんばってやっていると、自分たちの職場を守るためにやっているだろうと思われるがちですが、私たち調理員は毎日子どもの顔を見ながら給食を作っています。子どもたちのために安全でおいしい給食を作ろう、信頼を裏切らないようにという気持ちで毎日働いています。PFI導入には絶対に反対していきます。自治労新潟県本部と一緒に戦っていきます。保護者の方々、地域の住民の方々と一緒にがんばっていきますので、応援をよろしくお願いします。

**野田:**ありがとうございます。関係するご発言はありますか？

**会場(香川県観音寺市の方):**PFIについて、香川県のある市でもPFIで給食施設の建設が計画されています。PFIは食材費や人件費で利潤を出すということですが、今の学校給食について私の理解では、食材費は保護者負担だと思います。食材費で利潤を追求できるのですか？ それから、PFIになったとき、たとえば、食材費を本当に給食に使っているのか、保護者の監査請求はできるのでしょうか？

**牧下:**新津市の場合には、新津市によるサービスの購入です。保護者から食材費として給食費を集めますが、これはPFIでは、一度市の財政に入り、給食をつくる費用や食材費は含めて、給食を購入する対価として特別目的会社に支払われます。食材費として集めた金額が100%食材購入に使われるかどうかというのは、特別目的会社の問題ですから、市が食材の品質として指定した以上のものであれば、いくらで購入してもかまいません。この点は、食材を自治体が買っている調理の民間委託とは違います。

次に、PFIについてですが、たとえば、給食センター

などを建設し、保守管理するだけのPFIの場合、島根県八雲村がそうですが、調理は直営です。この場合、村が給食センターを借りる家賃と保守料を建設・維持管理の特別目的会社に支払い、そこから特別目的会社は利益を出します。

先ほどのイノマタさんの話の補足ですが、新津市のPFI給食センターには、県費の栄養士は置けません。新津市は置くつもりでいたのですが、新潟県や文部科学省としては、民間である特別目的会社が運営するところに、県費の栄養士を配置することはできないと言ったためです。ここでも、新津市のPFIは学校給食のあり方から矛盾しています。これを新津市が強行しようとしています。そのため、教育委員会に栄養士を置いて、献立を確認しようとしているのです。

それから、監査請求は、市町村に対して行われるもので、民間企業である特別目的会社に対してはできません。

**会場(佐賀市):**佐賀市の栄養士です。PFIについて、目的が民間の優れた能力を発揮すると言われたのを聞いて、私たち公務員はそんなに能力のない集団なのかと思いました。そうではないと思います。直接子どもたちと接して、学校給食を作っている立場の人間として、能力のない集団だと言われることに憤りを覚えますし、私たちが評価されてこなかった現実があります。民間に移っていくというのは、この時代のひとつの流れとは思いますが、しかし、私たちは、学校給食法が目的とするものを、きちんと見つめて仕事をする必要があります。私の職場で調理員さんは、自治労の組織には加わってられません。時には、子どもたちに対する気持ちが若干ずれているのではないかと思うこともあります。そういう現実の中、ここにお集まりのみなさまとともに、あらためて私たちが学校給食にどのような思いで仕事をしていくべきか、確認したいと思います。

**会場(福岡市):**福岡の調理員です。PFI問題は、平成19年度ぐらいから福岡でも具体的に出てくるかも知れないと言われています。PFIには、給食費料金として保護者が払う給食費を、市財政に入れ、サービスを買う料金として支払うということでしたが、一般に、給食費は全部食材費となっています。そして、献立管理委員会や現場で検収・検品をしながら、確実に規格されたも



のが入っているかどうか確認して給食を作っています。このような行政の中で、点検・検収システムを作っていますが、PFIが、そういう機能を持たないのであれば、行政として指定された食材の点検チェックはいったいどこでするのでしょうか？

**牧下:**まず、PFIについて繰り返します。PFIにも、建物だけ、建物と調理、新津市の建物・調理・食材購入・献立案などいろいろあります。新津市の場合、新津市が食材の管理権や作成権を事実上放棄していることが大きな問題です。これは、今のところ新津市だけです。これはまずなんとしてもくい止める必要があります。建物だけであれば、不満もあっても、考える余地はあります。しかし、ここに調理の民間委託もセットで入ってくると、ちょっと待てとなります。給食購入と言いながら、実は建設費や管理費もそこに入ってきて、実質的に悪くなるのではないかと心配になります。新津市の場合は論外となります。PFIをひとくくりに考えないようにする必要はあります。

佐賀の福山さんが話されたことで言えば、まず、PFIを推進しているのは内閣府です。内閣府も国家公務員です。ここでも、みんなで自分は能力がないと言っている、自分で自分の首を絞め、その結果、しょげちゃうというのは悲しいなと、私も思います。

**野田:**新津の動きは私の目からも学校給食の否定としか思えません。たとえば、昔、埼玉県庄和町で町長が突然学校給食を廃止すると言って、大問題になり、私たちも動きましたが、その後は動きはありません。同じように、PFIについて内閣府が推進していることはありますが、新津市の動きは今回特異的に出てきたのか、市町村合併の関連などで普遍性があるのか、そのあたり、木村さん、自治労としてどのようにお考えですか？

**木村:**新津市は、3月議会で契約の審議が行われるような状況まで持っていかれました。手遅れのような状態です。自治労としても、最近把握したところですが、一方で、新津市のPFIの動きは2000年頃からあったとも聞いています。自治労も、これからこの件で文部科学省交渉を行う予定にしています。自治労としても、この動きが全国的に波及しないよう抗議行動も考えています。この問題に取り組まないわけにはいきません。同じ調理員の立場で、

取り組んでいきます。情報がなかなか入ってこない感があり、明らかになるころには進んでいる状況があります。

市町村合併についても、各地で進んでいますが、合併が決まってから自分たちの職場については考えればいいと思っておられる方も多いと思います。しかし、市町村合併についても、PFIについても、早く情報を入手しておかなければ手を打つのが遅くなるということにもなりかねません。

合併について、鹿児島市の場合は、今のところ1市に5町が吸収される方向です。1町が合併参加するかどうかもめています。鹿児島市の場合は、単独校で、正規職員ですが、周辺の町はセンターで、さらに、周辺には臨時職員や民間委託がされています。今は、鹿児島市で合理化が起きないように思っていますが、水面下で何が起きているのか、当局は何を考えているのか分かりません。しかし、新聞などで突然自分の自治体のことが発表されるということがないとは言えません。

どの市町村でも、合併協議会が進められているところでは、自分たちの職場で、周囲の市町村の情報を集め、情報交換をする場を作っていただく必要があります。PFIについても、何も起きてなくても、これから先のことを推測して取り組める状況を作っていただき、何かひとつでも情報があれば、自治労本部などと連携して考えていくことができます。

新津市のことについて、できるだけのことをやるつもりですが、みなさんの職場でもそういう情報を集めるような努力をしていただきたいと思います。

**野田:**会場の発言だけでも、香川、福岡でPFIのことが言われています。PFIについては、規模や形式などさまざまなことがあります。民間委託のひとつの形態として出てきたことは確かです。これにどのように立ち向かっていくのか事例を積み上げていく必要があります。新津市の場合、たまたま学校給食ニュースに情報をもたらしてくれた保護者の方がいらっしやいました。その方の情報を元にみなさんにお知らせすることができています。みなさんの方もぜひ情報を集約していただき、この問題を共有してください。

時間の都合で、次のテーマに移ります。

裁判についてですが、杉並区の川久保さん、杉並区の裁判の状況を説明していただけませんか？

## 杉並区の裁判、判決に向かって

**会場(杉並区):**先ほどの民間委託の行き着く先の話や、午前中の遺伝子組み換えの話や、人間というのは何という愚かな存在だろうとあらためて思います。緑を破壊し、水を破壊し、生態系を破壊し、食を破壊し、子どもの未来を奪っていく。これ全部人間が行っていることです。私はこれをくい止めるのも人間だからがんばっていきたいと思います。杉並の給食裁判は、1月21日に結審しました。やることは全部やったと肩の荷が少々下りました。4月16日に判決が出ます。どのような判決が出るか、不安も少々抱えています。なぜ裁判に持ち込んだかという、私たちはあきらめと沈黙は絶対に拒否をするという立場です。給食民間委託問題は、労働運動や住民運動、議会、PTA関係者などいろんな立場で取り組まれています。私は、住民運動の立場からやりましたが、靴の上から足をかくようなもどかしさをずっと感じていました。それは、行政の手法が手に取るように分かるからです。いろいろ言っても、最後はあきらめる、沈黙するという行政の読みが見えていたから、私たちは絶対に拒否し、あらゆる可能性を求めて民間委託をストップさせよう、それが裁判の道にたどり着いた一番の理由です。裁判というリングに上がると、あいまいさは存在しません。私たちのKO勝ちか、大差の判定負けで、ドロ、引き分けはありません。だから、大いに活用してKO勝ちに持ち込もうと思っています。結審となり、2つの点がクリアできれば、杉並の給食裁判は勝つと思っています。ただ、この2点はたいへん大きな問題です。

ひとつは、自治体の裁量権の問題です。給食を民間委託をするかしないかというのは、区長が勝手に決めていいという権利です。これを議会が承認し、契約に重大な瑕疵がなければ、そもそも住民が口を挟む問題ではないというのが、一昔前までの住民訴訟に対する考え方です。ところが、近年、新聞などでこのような住民訴訟に対して裁判所が変化している。名古屋高裁金沢支部のもんじゅの停止でした。国家政策の根本に関わるような問題に対しても裁判所が堂々と停止命令を出しました。東京地裁でも小田急高架訴訟があります。二審では負けましたが、国を断罪しています。この住民訴訟に対する裁判所の変化に行政側も危機感を抱き、裁量権があり、議会で承認され、契約に重大な瑕疵がなくても、地方自治体はその施策について、住民や裁判所など外部に説明できなければいけない、説明が十分にできないという

ことは、ずさんな判断で施策が行われたということになるので気を付けると各自治体に伝わっています。

もし、裁判所がこの裁量権に一步でも踏み込んできたら、私たちは勝ちます。

千葉県市川市の場合は、裁量権に入る前に門前払いされています。

もうひとつ、東京地裁がもし、民間委託が違法あるいは著しく不当であるとの判決を出すと、全国に大きな影響を与えます。もんじゅの差し止めよりもっと大きな地域への影響となるでしょう。それに東京地裁が足を踏み込むことができるか？

この2つの条件だけです。

詳細は時間がありませんが、1点だけ経費の問題です。3年前、ここで民間委託の経費問題の説明会がありました。そのとき、私も考え方が合うかどうか判断するのに参加し、同じであることを確認しました。計算式を作り、詳しく裁判所に提出しました。杉並区の場合、国基準プラス杉並で非常勤を配置しています。どう計算しても、民間委託の方が15年間、20年間で14~20億円の経費増になります。国基準で経費削減になるという説明があり、民間委託を導入、導入検討しているところの給与担当者を確認すれば分かります。

裁判所は、被告と原告の書面を見て、被告である杉並区の言い分はでたらめであるとの印象を持っていると思います。

学校給食法の問題ではなかなか難しいです。労働者派遣法の問題では、請負契約ではなく、偽装請負であり、禁止されている製造業の労働者派遣であるという私たちの主張は、黒に近いグレーゾーンまで持ち込んできていると思います。

4月16日、判決を迎えますが、ぜひ勝利して、桜の下で、子どもたちに向かって、「どうだ杉並の子どもたち、お父さん、お母さんもやるだろう」という勝利の乾杯をしたいと思います。

最後をお願いします。裁判費用がかなりかかります。最終書面や準備書面などの資料集を出しています。これを買っていただき、少しでも裁判費用にあてたいと思います。ご協力をお願いします。

**野田:**ありがとうございます。裁判に関する文書はとても読みにくいのですが、市川市も杉並区も目標を立て、獲得課題を設定して学校給食の民間委託ではいけないとス

スタートし、地域で戦っています。中身ひとつひとつをみんなで共有するのは無理かも知れませんが、ぜひ、読んでいただき、共有していただきたいと思います。

次に、佐賀市の裁判の問題を話していただきます。

### 佐賀市の民間委託裁判

**会場(佐賀市):**佐賀市は職業安定法と労働者派遣法を軸に裁判を戦うという軸を弁護士と立てました。私も裁判に関わっています。佐賀市の場合は、市民に調理員さんの賃金はこんなに高いんだというところからはじまりました。この不況下にこんなにもらっている職種があるものかと、市の広報が流しています。きわめて悪質なスタートでした。私たちは裁判闘争しかないと、裁判に持ち込みました。市川市からも来ていただいて話を聞きました。高裁での控訴棄却の報告となりました。佐賀市の裁判は何か気合いが入らない形でスタートしましたが、現在2回の審理がありました。昨日、2回目があったばかりです。今の杉並区の結審後の予定を聞いて、リレーのようにこの運動が進んでいけばいいなと思っています。私たち佐賀市の闘争団はこれから動きを作っていかなければならない状況です。杉並区の方にも今後ご相談させていただきたいと思います。

佐賀市の裁判は自治労の地方自治研究所の方が原告としてやっています。裁判費用ももちろん、情報が少ないこと、弁護士も学校給食そのものを勉強しようというところ。牧下さんにも相談しながらやっていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

野田：ありがとうございます。民間委託になって、行政のあり方はおかしいではないかというところから、市川市の裁判はスタートしました。監査請求をして住民訴訟という流れで、私たち全国学校給食を考える会も側面支援してきました。原告になっていただいたのは、現場の方ではなく保護者でした。市民の側です。なぜ、そういう方が民間委託に反対したのか、そのあたりの気持ちをくみ取っていただき、現場の方がそれぞれの地域で保護者や市民と関係を深めていただきたいです。そういう気持ちのくみ取りがなければ、地域での学校給食運動の取り組みは広がりがもてません。訴訟までしてもがんばっていくという人たちも少ないですが、必ずいます。

### 山形県長井市のセンター委託問題

**会場(山形県長井市):**調理士をやっています。長井市でも行革を根拠に学校給食調理場が委託されようとしています。昨年12月に3年契約1億5千万円が12月議会で賛成多数で可決、4月より委託の方向です。行革で経費削減になるとのことで進められていますが、現実には人件費の削減にはとうてい及ばないものです。教育委員会と市内の検討会でも単年度で2000万円の持ち出しがあると報告されています。にもかかわらず、市長は民間にまかせられることは民間にしてもらおうという強い考えで強行しています。教育委員会は本来、学校給食はどうあるべきかを考える場であり、協議しなければならない場なのですが、議論のないまま、行革という市長の意見にのっています。学校と調理、調理場の関わりが、今でさえセンター方式などで少ないのに、ますますなくなってしまうことはすごく懸念しています。食教育は、今まで通り、栄養士、調理士、学校が連携して取り組むべきであり、行政が責任を持っていくことだと思います。

保護者説明会では、3000人の児童の保護者がいるにも関わらず、説明会には全部で100人も来ていませんでした。長井市では、地域を巻き込んだ運動ができない地域なので、地域の関わりをどのようにすればいいのかアドバイスをいただきたく、大雪の中やってきました。今後、子どもたちの給食を守るため、全力でがんばっていきますので、全国の仲間のみなさん、ご支援、ご助言をこれからもよろしくをお願いします。

野田：民間委託との攻撃を受けて住民との連携がなかなかできません、いい方法があったら教えてくださいということでした。

### 福岡県久留米市の民間委託問題

**会場(福岡県久留米市):**久留米市の学校給食を考える会です。昨年、ここでいい方法について考えようということでも終わっていました。この1年、久留米市でも民間委託化は進んでいます。とりあえず郡部の3校からはじめるということで、議会では全員が賛成し、進みました。請願活動をやろうとしましたが、議員からストップがかかりました。請願をここで出すと否決され、安全性を言っていきたいのに、それもできなくなるので、調理の民間委託はOKした上で、安全性の確保をどのように確保するかを追求しようということでした。市議会選挙があり、市民の代表として通った人なので、残念でし

た。久留米市は、今まで私たちが言ってきたすべてのことをクリアすると、調理だけは民間委託だが、食器の問題も、単独校に戻す問題も、安全性も、遺伝子組み換えもすべて対応するからこれほどいいことはないではないかと言っています。しかし、今日のPFIの話などを聞いてみると結局、そこに行き着くのだと確認しました。また、持って帰って運動のやり方などを考えていきます。私たちがあてにしていた議員たちも、PTAやNPOにまかせるとか、地域の活力を生かすとかおっしゃいます。地域のお母さん達を調理に巻き込んでいけばいいとも言われます。なかなか難しい運動展開ですが、教育が民間委託になってはいけない、経済効率だけを言われてはかなわないと、親としてがんばっていくつもりです。あとは、訴訟しかないのかなと思っています。

**野田:** こういう志を地域で共有するというのが運動の基本だと思います。

#### 長野県大町市、自校式継続を確認

**牧下:** まず、新津市の話です。2000年にセンター建設の計画があり、土地取得の問題で一時中断していました。それが、2002年に突然、新たな方針が出てPFIという単語が登場し、12月中には業務仕様書が公開されるころまでできました。2003年1月から労働組合としてピラマキなどの活動がはじまり、それで市民が知って反対運動ができました。私は、そこに呼ばれたのです。そういうように短期間で動いています。

長野県大町市で、2003年9月に自校直営方式をセンター化する、民間委託化も合わせて検討する、その検討委員会は2カ月で終わらせとなりました。それを市職員労働組合から聞いた市民が集まりました。ところが、運動をはじめたら、取り組んだ地元出身の方に嫌がらせが入るなどのことがあり、東京や大阪から転居してきた方が運動の中心になって活動しました。この運動のきっかけになった日に呼ばれました。そこで、2カ月しかないから、むしろ楽だという話をしました。とにかく、徹底して、署名活動、議会などに話に聞きに行き、誰が何を発言したか、口コミで伝え合ひましょう。それをやったら、議員なども変なことが言えなくなります。幸い、大町市ではその後、この取り組みのテンポがよく、人口3万人のところ1万の署名を集め、すべての議会や委員会を保護者が傍聴し、なんとか、センター方式はほぼ撤回されまし

た。この後、自校方式の中で、民間委託という問題は残りますが、少なくとも成果を上げています。

そのような動きは各地にあります。よく聞かれるのが、労働組合と市民の運動の連携についてです。私は、一緒になる必要はないと思います。労働組合には労働組合としての立場、考え方、情報の集め方、交渉のしかたがあります。市民には市民のやり方があります。大切なのは、お互いに認め合って、議論と情報交換だけはしっかりやり、お互いの立場は尊重すべきです。これがやれるとうまくいくし、やれないと運動の連携はうまくいきません。

**野田:** 時間が近づいています。宮本さん、木村さん一言ずつお願いします。

**宮本:** PFIの問題です。昨年3月、元財務大臣の塩川さんが、東京のある学校を視察しました。ある民間会社の経営者が、食材も献立も委託すれば、今の経費の2分の1でやりますという提言だか個人的発言がされています。すでに水面下では、こういう話が出ています。給食費の内訳を明確にしと言っても、半分のコストでできるなら、ちょっとでも現状よりよいようなことをすれば、政治的には問題にならないと考えているのでしょう。しかし、そこでは縦割り行政と同じで、学校給食の中に新たなセクションを作ってしまうことになります。話をできないセクションができてしまいます。調理の民間委託は、法律に沿ってはできていないのが現状です。本来は仕様書で委託業務をお願いすべきことですが、同じ現場で働いていますので、当たり前のように会話をしており、委託側の我々が、受託者の会社に押しつけるのがまかり通っています。

最後にひとつ、1986年にWHOのヘルスプロモーション国際会議で、自らが健康をコントロールし、改善するプロセスを決めて、社会が子どもたちのために弁護・養護しようということを決め、日本でも批准しました。その健康の基本的な条件として平和・住居・教育・物資・収入・安定した生態系・資源・社会性があって、それを促進する要素として政治的、社会的、文化的、環境的、行動学的、生物学的なものが必要であるが、阻害する条件にもなるとうたっています。本質的に国が取り違えているのは、まさに養護していく条件である当局が阻害条件だということだと思います。2000年までに健康になりましょうという約束が取り交わされていました。

学校給食は、家庭の食事であると考えています。家庭の食事は、今でこそ持ち帰り弁当なのかも知れませんが、私が子どもの頃には、朝、台所の音、まな板の音がして、味噌汁の香りがして、寝ながら、今日のご飯は何かなと考え、起きたという思い出があります。自校方式に顔の見える調理員さんがいて、今、こんな香りがしている、音がしている、4時間目近くになると給食が食べたくなって授業なんかどうでもよくなるのが子どもの心理だと思います。そして、食べたときに、働いている調理員さんに対し、今日のはおいしかった、今日のはこないだのよりこんなだったよ、今度はこうしてね、というような会話ができる存在です。担任に対してはいつもいい子でいたいでしょう。子どもにとって、栄養士にはなんだか分からないけれど学校にいる人です。しかし、この3者がいつも職員室で会話ができます。子どもは、しゃべりやすいからと話す先を選択します。そういう関係性は民間委託ではできません。直営で、一緒に子どもと学校行事を見続けている方にしかできない学校給食運営があります。そこには、経済論理だけでは成り立たないものがあると思います。

**木村:** パネルディスカッションに参加させていただき、会場のみなさんのご意見をいただいて、私たちの思いは同じだと実感しました。宮本さんから現場の話が出ましたが、調理員として鹿児島市の小さな単独校で働いています。子どもたちの顔を見て給食を作っています。「今日、給食何?」とか聞かれます。利益や営利の目的を持たないで、子どもたちのためという観点だけで給食をつくれるのは、直営だからこそだと思っています。みなさんも、この四者共闘も同じ認識だと思います。私たち学校給食部会もお力になれるようこれからもがんばります。

情報はなかなか入ってきません。自治労でも、諸集会を行っています。そういう場で、単組の事情、情報を話せるように情報を持ってきてください。恥ずかしくはありません。私もこのような場に座っていますが、一調理員です。現場の同じ人間です。私たちのところでも、こんなこと言っているのかな、と思うことはあります。どこでも同じです。できるだけ、みなさんと情報を共有し、助け合えるところは助け合う場を作っていきたいと思います。

**野田:** 最後に、どうしても発言をしたいという方に発言いただきます。

**会場(武蔵野市):** 東京都武蔵野市の給食調理員です。先ほど、長井市の合理化の話がありました。この集会が始まったとき、演壇に立って地労委提訴して勝利してみんなに拍手されたのが、長井市でした。子どもたちの学校給食をめざして、というのが、本集会のテーマにあります。1985年4月1日には「福岡の学校給食はどうなるの」というパンフレットがありました。神奈川や北海道のパンフレットもあります。中身は、食の安全性をうたっています。現場にお願いしたく、私たちがやっているのは、合理化通知が出たときに、協議会をもうけました。小委員会では、環境ホルモンや農薬の取り組みをしています。農薬の中に、環境ホルモン系のものがあります。今回、小麦の問題で遺伝子組み換えが出ましたが、昔はクロルピリホスメチルという農薬で子どもの脳を傷つけるものの問題がありました。今回、農薬を検査したところやはり、輸入小麦から環境ホルモン系の農薬が出ています。厚生労働省や文部科学省にまかせるのではなく、自分たちで図書館に行けばいろんなことが分かります。こういう取り組みをやるのが、公務員がやる学校給食だと確認しています。過去にある事件も含めあらためて勉強していただきたいと思います。

また、野田さんや牧下さん、あるいは里見宏さんなどもいて、講習を受けています。彼らが言っていることをひとつでも職場で実践したことがあるでしょうか。20年前から進歩していないのは、そういうこともあるのではないのでしょうか。

長井市に助言は必要です。しかし、長井市が民間委託されても、ひとりでも直営の調理員が残ったら学校給食はよりよいものにしていくことができるという方針でもって、最後まで戦って欲しいと思います。

**会場(三重県):** 久居市で清掃をやっています。学校給食の民間委託を阻止してきた報告をさせていただきます。交渉の中で、市川市が住民訴訟を起こしていることを話し、三重県の三教組と連携し、何回も交渉し、最後には地労闘争まで行き、行革大綱を見直させ白紙撤回することができました。

**野田:** 最初に話を聞きたかったです。そういう話でしたら遠慮なく手を挙げてください。

**会場(埼玉県庄和町の方):**元教員です。食べる立場から話をさせていただきます。食材の問題に関心を持っています。私は玄米菜食です。私は子どもの頃、配られた給食の肉を捨てて親が呼び出された経験を持っています。私は動物を殺して食べるということを良心が許しませんでした。小学校3年から肉食はしていません。植物性のタンパク質だけで生きていけます。菜食で過ごしたいという生徒がいたら、そういう食事をとれるよう、好き嫌いはだめだから肉を食べると強制されないような給食のあり方は保証されているのか、人権は保証されているのかということです。

**野田:**少なくとも、様々な理由があって食べることができないということは尊重されるべきだと思います。それがどこまでできるかというのは制度の問題です。

**会場(栃木県):**私は、まもなく子どもが小学校にあがる父親です。かみさんに言われ、これからの給食のことについて子どもが学校に行く前によく勉強してこいと言われて参加しました。

みなさんのご苦勞や問題についてよく分かりました。ただ、地場産の問題ですが、家の近くでも、規格がそろわないとか、数が分からないとか、調理士さんが使いづらからだめという話がよくあるそうです。そうすると、民間委託と同じではないかと思えます。わがままなのかも知れませんが、規格とか数量がそろわないというのは農産物ですから当たり前のことです。工業原料のような形で食材を仕入れていては、PFIや民間委託と同じで、そちらに行ってしまう。子どもの教育、食育を考えるとのであれば、もののできる過程や生育しないこともあるということも子どもによく教えていただければと思います。

今日の話で、食べもののことを考えたら、給食より弁当の方がいいのかな、といろいろ思うこともあります。そ

うは言っても、家庭でできるのかといたら、そうは簡単にできません。給食にばかり食の教育をまかせるつもりはありません。家庭でも朝食なり夕食なりで食教育はするつもりですが、みなさんのこれからのご活躍を期待しています。ありがとうございました。

**野田:**ありがとうございました。今のような話を、ぜひ、お子さんがあがった小学校でどんどんぶつけてください。そういう保護者の意見がいっぱい出てきて、いい緊張関係ができて、学校給食の現場との関係もいいものができると思います。

文部科学省交渉の経過報告がありました。10年ぶりにやりました。こういう質問をぶついたら、こういう答えが返ってくるだろうというのは分かっています。それでもやりました。やることによって、文部科学省に伝えておくべき意見はきちんと伝えておくという姿勢、緊張関係をつくっておく必要があるだろうということです。

この交渉の中で、「設置者の判断」という言葉がたくさん使われました。我々の側から見ると「分権」のことです。国がどう言おうと自分たちの自治体ではこういうやり方をやってみたいということ、意見をまとめていけばよく、独自の学校給食ができるということでもあります。そういう分権的な発想をみんなで持ち寄り、意見交換し、さらによいものにしていくというのが、こういう場所のあり方だと思います。ぜひ、めげずに各地でがんばってください。

我々はいつも食は命の糧であると思っています。給食は教育そのものであると思っています。教育が経済効率だけで何か悪い方向に行くのは許せないという気持ちは強いんです。それはみな共通だと思います。その気持ちで、裁判などをがんばっています。私たちの仕事は、こういう場をつくり、情報を提供することです。

また1年間各地で、情報を持ち帰ってもらい、活動を続けていただき、毎年同じことを言っていますが、来年も集ってください。ありがとうございました。

**最近のできごと**      **委託・合理化関係**  
**2004年3月の新聞・投稿・情報提供より**

**今回は、委託・合理化関係のみ掲載します。**

福岡県前原市、センター化を求める市教委が市長と対立

福岡県北九州市、委託反対教員に圧力

北九州市、民間委託で市教委が保護者の賛否リストを作成、説得電話まで

広島県総領町、町が委託会社を設立

山形県寒河江市、中学給食導入を求める声に、市側が拒否

**千葉県東金市の民間委託について  
保護者の方から情報です。**

ある日、突然「4月から給食は民間委託になります」という学校からのお知らせにびっくりしました。数日後、教育委員会からもお知らせが1枚、「まったく問題ない」という簡単な説明文でした。こんな大事なことが、1枚の簡単な説明の手紙だけというのに納得できず、学校に連絡すると、「もう決まっていることで、学校が決めたことではないので、教育委員会に聞いて欲しい」とのこと。教育委員会に連絡すると「調理は教育とは関係ないものだ」と、単に質問しただけなのにうるさがられてしまいました。

すでに、いくつかの学校が民間委託となっており、数年後にはすべての学校が民間委託されることも知りませんでした。

知り合いの母親たちにどう思うか聞いてみても、皆「内容は変わらないんだし、決まったことだし、財政が苦しいからしょうがない」などの答えがほとんどです。教育

現場で民間委託をするということに対する違和感は私だけが感じているのでしょうか。

学校給食ニュース補記：千葉県東金市の民間委託状況について、東金市ホームページ関係での情報は無い。

**三重県名張市の民間委託問題  
情報を提供を受け、学校給食ニュースまとめ。**

三重県名張市は、市内18小学校の学校給食調理を民間委託する方針をしめた。朝日新聞03年11月7日付によると、04年度にモデル校1校を委託、05年度より順次、調理の民間委託に切りかえるとしている。三重県では、調理の民間委託計画は名張市がはじめて。

名張市は、コスト削減、学校給食の質の維持などをかけ、03年11月12日付で、保護者に対し、「小学校給食・一部民間委託について～学校給食のさらなる充実を目指して」と題する文書を配布、賛否を問う意見用紙を添付した。また、2004年2月号の市広報で委託がコスト削減であり、質は変わらないとした説明を行っている。

これに対し、名張市PTA連合会は、03年10月の時点で、保護者に委託問題についてのチラシを配布し、拙速な結論づけや議論の方法、コスト削減論での委託について疑問を投げかけている。それによると、02年1月に中学校給食を考える目的での「学校給食システム検討委員会」が設置され、そこで03年8月になって小学校給食調理の民間委託について市から提案があったとしている。

名張市職労現業評議会も、教育委員会と協議を行い、民間委託導入が保護者への情報提供や、食の安全性、教育効果など民間委託導入後の議論が十分に行われておらず、一度民間委託が導入されれば、直営に戻すのが難しいこともあり、各方面での十分な議論が必要であると訴えています。

# 学校給食ニュース情報シート

地域で取り組まれている課題や実践例をぜひ発信してください。

(例：課題～民間委託、センター化、プラスチック食器、アレルギー・アトピー、  
遺伝子組み換えや環境ホルモン、食中毒・異物混入・衛生管理など  
実践～給食の教材化、給食だより、献立の工夫や食材の工夫、地場の素材の使用、  
衛生管理や労働環境の工夫、学校内での子ども、保護者、他の職員に向けた情報発信の工夫、  
地域との交流、民間委託やセンター化での議会対応など)

ここに記入していただくか、文書などは実物を送ってください。

送り先 〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15 第2五月ビル2階 全国学校給食を考える会

TEL03-3402-8902 FAX03-3402-5590 E-mail maki@jca.apc.org

記入者名

団体名

ご連絡先(電話・FAX・e-mail)

ご住所(または、都道府県・市町村名)

私は、 栄養士  調理員  保護者  その他( )です。

ニュースに掲載する場合、名前は  掲載可  掲載不可(匿名) です。